

第35回熊本市景観審議会議事録（要旨）

日 時 令和4年(2022年)10月7日（金）午後15時00分から16時50分

場 所 熊本市役所 議会棟2階 予算決算員会室

出席者

（委員）田中会長、原田委員、柴田委員、鄭委員、星野委員、魚住委員、川口委員、
東委員、藤田委員、丸山委員、面木委員、高木委員、山田委員

（専門委員）伊東委員

（事務局）都市デザイン課 栗田課長、松永課長補佐、高城主査、津田主査、鎌田主査、
加藤技術参事、木村参事、村上主任技師

【議題】

[諮問]

- ①熊本市景観計画の改定について
- ②景観重要樹木の指定に向けた検討について

[報告]

- ①熊本市屋外広告物条例の一部改正（案）について
- ②景観条例施行規則（太陽光発電施設の追加）の施行について
- ③専門委員との景観調整等の開催状況について

【概要】

[諮問事項①]

熊本市景観計画の改定について

事務局から、熊本市景観計画の改定についての説明後、審議を行った。

■景観審議会の答申については以下のとおり。

- ・方針は、「めざす将来像を市民と設定かつ共有」ではなく、「めざす将来像を設定し、市民と共有」としていただきたい。
- ・熊本城だけでなく城下町として一体の雰囲気を感じられる景観も考慮していただきたい。
- ・現在進めている施策である「まちなか再生プロジェクト」による整備の検証も改定のポイントに含めていただきたい。
- ・光のマスタープランや屋外広告物ガイドラインの施策を継続的に展開していくための内容を盛り込んでいただきたい。
- ・熊本城域の景観保全を前提とした視点場の検証と設定を改定のポイントに含めていただきたい。
- ・アンケート、ワークショップ等でしっかりと市民の意見を聴けるように工夫していただきたい。

■主な質疑応答については、次のとおり。

（委員） 方針は、「めざす将来を市民と設定かつ共有」ではなく、「めざす将来像を設定

し、市民と共有」としていただきたい。
(事務局) 承知しました。

(委員) まちなか再生プロジェクトの物件が完成しているものは限られるかもしれないが、改定時点での検証は必要だと思う。

(会長) 現在進行している施策、特にまちなか再生プロジェクトを中心とする検証は、改定のポイントに含める。

(委員) 意見ではあるが、専門部会では既定の計画だけではなく、難しい部分もあると思うが、現在検討や想定をしている計画段階の内容を想定し、議論をする必要性があるのではないかと思う。

(会長) ありがとうございます。ご意見として賜ります。

(委員) 近年策定された光のマスタープランや屋外広告物ガイドラインの景観関係施策について、継続的に支援させる内容になった方が良い。特に広告物ガイドラインは具体的に景観を変えさせる方法が見えにくい部分もあるので、景観計画で後押しする改正になるとよい。

(会長) 光のマスタープランや屋外広告物ガイドライン等を継続的に展開していくための内容を盛り込みます。

(委員) 熊本市内は城下町ということもあり面白い路地が多くある。その路地を守ったり、つくったりする取り組みがあると、どんどん熊本の城下町らしさがでるのではないか。

(会長) 改定の方針は、熊本城の眺望となっているので、それに加えて城下町の雰囲気等の文言を追加する。

(委員) 視点場はひとつの場所に留まるだけでなく、移動しながらの視点、景観という考え方もあると思います。

(会長) 時代とともに視点場の考え方は変わってもいいと思います。ご意見を踏まえて専門部会で議論したいと思います。

(委員) 景観計画改定のスケジュールの中に、アンケート作成、アンケート実施とあるが、アンケートの内容についてお伺いしたい。

(事務局) アンケートを予定しているのは、市内在住の市民の方で無作為に抽出した 2,000 名を予定している。アンケートの具体的な内容は今後の検討になるが、視点場の件や景観の変化を比較対照できるような写真を用いながら、市民の方がどのように感じるか等の意見をいただくようなアンケートとしたい。その結果を、景観計画にも反映させていきたい。

[諮問事項②]

景観重要樹木の指定に向けた検討について

事務局から、景観重要樹木の指定に向けた検討についての説明後、審議を行った。

■景観審議会の答申については以下のとおり。

・指定候補樹木の健全性の検討について

詳細な検討を実施しており、樹勢の回復が難しい樹木 No7 を取り除くことは、妥当である
と考える。それにより、樹木 No7 の両側（No6、No8）の樹木の保全も図られるという考
え方についても妥当と考える。

・指定候補樹木の選定

健全性の検討を踏まえると、指定候補樹木は 15 本でよいと考える。ただし、樹木 No7 伐
採後の復旧に関しては、安全性と美観性を保全する対処をしていただきたい。加えて、指定
後の街路全体の景観性の維持と樹木の生育環境の両立を図っていただきたい。

・指定候補樹木の管理基準等の検討

剪定方針に関しては、記載内容が抽象的であるので、剪定方針についての具体的なイメー
ジを作成し、共有する仕組みを検討していただきたい。

剪定方針の内容に関しては、状況に応じ柔軟に対応できるような仕組みとしていただきた
い。

■主な質疑応答については次のとおり。

（会長） 樹木の健全性の検討、妥当性について、専門委員の意見を伺いたい。

（専門委員） 樹木 No7 の状況を考慮した伐採になっていること。それにより、樹木 No6
と No8 をより健全に育てていくという考え方になっていることを踏まえ、
検討結果は妥当であると思われる。

（委員） やむを得ず伐採するクスノキの再利用方法などは決まっているのか。

（事務局） 活用できる樹木であれば、関係する団体などの記念品作成等に活用できないか
関係者と協議中である。

（委員） 伐採した後の舗装面の対応についてご教示いただきたい。

（事務局） 伐採後は道路表面から木が出ている状況が数日間が続くが、早急に地面より
掘り下げを行う。応急的にはアスファルトでの復旧になるが、本復旧は周辺の
舗装と調和したインターロッキングの舗装になる予定。

（委員） 指定候補樹木の管理基準に予算の記載はないが問題ないか。

（事務局） 予算内で管理可能な管理基準にしているため、問題ない。

（委員） 剪定方針に樹種別に項目が分かれていないが、将来的には記載するのか。

（事務局） 今回の管理基準の内容は、オクス通りのクスノキ群に適用されるもの。
他に景観重要樹木を指定する場合は、その樹種や場所に合った管理基準の内容
を別途定める。

（委員） 全体的に柔らかさの感じられる樹形という表現は抽象的である。専門委員との
景観調整の場で維持管理する理想の樹形を提示いただきたい。

（事務局） 承知しました。

(委員) 剪定方針にある樹高と枝張りの長さについて理由を知りたい。以前の枝張りは道路全面に枝張りしていた記憶がある。

(事務局) 樹高については、建物に囲まれている環境下で現在の高さになったと考えられる。よって、日照の確保という点で建物の高さを基準とした。

枝張りについて道路に大きくはみ出している部分を剪定したのは、風の影響を大きく受け、枝折れが多く生じることや、木に対し風の力が大きくかかることもあり、車幅半分程度の剪定を行った。剪定後の台風の際は、落枝は多くみられず、今回の剪定が活かされたものとする。

[報告事項]

①熊本市屋外広告物条例の一部改正（案）について

事務局から熊本市屋外広告物条例の一部改正（案）について報告を行い、特段意見はなかった。

②景観条例施行規則（太陽光発電施設の追加）の施行について

事務局から景観条例施行規則（太陽光発電施設の追加）の施行についての報告を行った。

■主な質疑応答については次のとおり。

(会長) 市民の方等からどのような反応がありましたか。ネガティブな反応ですか。

(事務局) ネガティブな反応というよりは、どのような景観的な配慮をすればよいかとの質問が多い。

③専門委員との景観調整等の開催状況について

専門委員との景観調整等の開催状況について事務局から報告を行った。

■主な質疑応答については次のとおり。

(委員) 景観調整の際に検討したピクトグラム等の図版については、景観審議会の報告の場でも示していただきたい。

(事務局) 今後対応する。